

公益財団法人岡山市町村振興協会 ソフト事業支援交付金交付要綱

改正平成30年4月1日
平成26年1月1日
平成24年4月1日
要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人岡山市町村振興協会（以下「この法人」という。）のソフト事業支援交付金交付規程（以下「規程」という。）に基づくソフト事業支援交付金の配分基準及び交付手続等、必要な事項を定めることを目的とする。

(配分基準)

第2条 規程第3条に定める配分基準は、次のとおりとする。

| | |
|-----|-----|
| 均等割 | 50% |
| 面積割 | 25% |
| 人口割 | 25% |

2 前項の面積割は、国土地理院の公表値を、人口割は、直近の国勢調査確定値を適用する。

3 配分基準により生じた端数金は、次年度の交付金に加算する。

4 前3項の基準日は毎年4月1日とする。

(交付の通知)

第3条 この法人は、交付金額を決定したときは、ソフト事業支援交付金交付通知書（様式第1号）を市町村に送付するものとする。

(交付金の請求)

第4条 通知を受けた市町村は、ソフト事業支援交付金請求書（様式第2号）に事業計画書（様式第3号）を添付して、交付金の交付をこの法人に請求することができる。

(事業報告の提出)

第5条 ソフト事業支援交付金の交付を受けた市町村は、事業報告書（様式第4号）によりソフト事業支援交付金を充当した事業の報告を提出するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交付手続に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第2条の配分基準の改正は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

岡市町村振第 号
平成 年 月 日

各市町村長 殿

公益財団法人岡山市町村振興協会
理事長 印

ソフト事業支援交付金交付通知書

公益財団法人岡山市町村振興協会ソフト事業支援交付金交付規程に基づき、平成 年度に係るソフト事業支援交付金を下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定の額 _____円
- 2 交付決定の対象事業
地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業であること
- 3 交付の条件
 - (1) 交付金の請求等の事務手続きは、ソフト事業支援交付金交付要綱によること。
 - (2) この交付請求は 年 月 日までに行うこと。

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人岡山県市町村振興協会
理事長 様

市町村住所
市町村名
市町村長名 印

ソフト事業支援交付金請求書

平成 年 月 日付け、岡市町村振総第 号で通知のあった平成
年度公益財団法人岡山県市町村振興協会ソフト事業支援交付金についてソフト事業支援交付金交付要綱第4条の規定により、事業計画書を添付の
うえ請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

_____銀行_____支店

預金種目 普通・その他 ()

口座番号 _____ 名義人 _____

様式第3号

事業計画書

市町村名 _____

(単位:円)

| 事業種目 | 事業費 | うち交付金 |
|--------------------------|-----|-------|
| | | |
| 国際化の推進にかかる事業 | | |
| 人口の高齢化、少子化等に係る事業 | | |
| 情報化に係る事業 | | |
| 芸術・文化の振興に係る事業 | | |
| 災害対策及び災害の予防に係る事業 | | |
| 地域経済の活性化に係る事業 | | |
| 社会貢献活動に係る事業 | | |
| 環境の保全及び創造に係る事業 | | |
| 調査研究・人材育成に係る事業 | | |
| ラグビーワールドカップに係る事業 | | |
| 東京オリンピック及び東京パラリンピックに係る事業 | | |
| 公共事業 () | | |
| 計 | | |

(注) 公共事業の欄の () 内には、事業名をご記入ください。

様式第 4 号

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人岡山県市町村振興協会
理事長 様

市町村名
市町村長名 印

ソフト事業支援交付金実績報告書

平成 年 月 日付け、岡市町村振総第 号で通知のあった平成
年度公益財団法人岡山県市町村振興協会ソフト事業支援交付金を充当した事業の
報告を、ソフト事業支援交付金交付要綱第 条の規程に基づき、提出します。
(単位:円)

| 事業種目 | 交付事業 | 事業費 | うち交付金 |
|------------------------------|------|-----|-------|
| | | | |
| 国際化の推進にかかる事業 | | | |
| 人口の高齢化、少子化等に 係る事業 | | | |
| 情報化に係る事業 | | | |
| 芸術・文化の振興に係る事業 | | | |
| 災害対策及び災害の予防 に係る事業 | | | |
| 地域経済の活性化に係る事業 | | | |
| 社会貢献活動に係る事業 | | | |
| 環境の保全及び創造に係る事業 | | | |
| 調査研究・人材育成に係る事業 | | | |
| ラグビーワールドカップに 係る事業 | | | |
| 東京オリンピック及び東京 パラリンピックに係る事業 | | | |
| 公共事業 | | | |
| 計 | | | |

《 参考 》

財団法人岡山市町村振興協会ソフト事業支援交付金
交付規程第 3 条の規定による市町村交付金の配分基準（旧規程）

財団法人岡山市町村振興協会ソフト事業支援交付金交付規程第 3 条の規定による市町村交付金の配分基準を、次のとおりとする。

| | |
|-----|-----|
| 均等割 | 50% |
| 面積割 | 25% |
| 人口割 | 25% |

但し、市町村合併による市町村数減少の激変緩和措置を、平成 17 年 4 月 1 日を起点として 5 年間適用する。

附 則

- 1 この配分基準は、平成 18 年 4 月 1 日に遡及して適用する。
- 2 配分計算の基準日は、4 月 1 日とする。
- 3 人口割は直近の国勢調査確定値、面積割は、国土地理院の公表値を適用する。
- 4 均等割に用いる市町村数は、合併に伴う緩和措置として、次の計算式 1 による市町村数を 5 年間適用する。また、当該期間中に新たな合併が生じた場合は、計算式 1 に加え、計算式 2 による市町村数を適用するが、平成 21 年度を限度とする。

計算式 1

合併した市町村の市町村数 = 合併した市町村数 - (合併後の経過年度数
(基準日) × 合併により減少した市町村数 ÷ 5 年間)

計算式 2

新たな合併により加算する市町村数 = 合併により減少した市町村数 -
(新たな合併後の経過年度数 (基準日) × 合併により減少した市町村数 ÷
5 年間)

附 則 (平成 22 年 6 月 28 日)

この配分基準は、制定の日から施行する。